

新型コロナの影響で収入が減少した世帯の方へ

国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険

保険料の減免申請を受け付けています

各保険料の減免申請がひとつの窓口でできます

❖対象 次の①②いずれかに該当する方

- ▶①新型コロナの影響により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った
- ▶②新型コロナの影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入等(事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入)の減少が見込まれ、次の全てに該当する
 - 令和3年の事業収入等のうちいずれかの減少見込み額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上
 - 前年の所得の合計額が1,000万円以下(介護保険は要件外)
 - 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

★詳しくは、事前にお問い合わせください

【申請先・問合せ】 **保険料減免担当**



☎(5273)4189
FAX(3209)1436

(電話は土・日曜日、祝日等を除く午前9時～午後5時)
〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎4階



▲減免についての案内ページ

❖減免額

- ▶左記①の方…全額免除
- ▶左記②の方…全額または一部免除(減免額は被保険者により異なります)

❖減免の対象となる保険料

令和3年度分の保険料で、令和3年4月1日～4年3月31日に納期限があるもの

❖申請方法

所定の申請書と必要書類を郵送で同担当へ。申請書は新宿区ホームページから取り出せるほか、同担当からお送りすることもできます。希望する方は、ご連絡ください。

子育てファミリー
世帯向け

募集期間は**10月1日～15日**
民間賃貸住宅の家賃を助成します

【助成期間・金額】5年間を限度に月額30,000円(月額家賃が30,000円未満の場合はその額を助成)

【対象】

- 10月1日(基準日)現在、次の全てを満たす50世帯
- ▶区内の民間賃貸住宅にお住まいで、基準日の前日までに新宿区に住民登録している
- ▶義務教育修了前のお子さんを扶養し、同居している
- ▶令和2年(令和2年1月1日～12月31日)中の世帯の年間総所得が520万円以下
- ▶月額家賃が22万円以下で滞納していない
- ▶住民税の滞納がない
- ▶令和3年度に区の転居助成・多世代近居同居助成・次世代育成転居助成による予定登録申請中でない、予定登録決定・助成を受けていない
- ※予定登録決定は令和3年9月30日以前に有効期間が満了しているものを除く。
- ▶生活保護等を受けていない

【申込み】

- 所定の申込書を郵送で住宅課居住支援係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎7階)☎(5273)3567へ。10月15日(金)までの消印があり、18日(月)までに到着したものを受け付けます。応募者多数の場合は10月29日(金)午前10時から区役所本庁舎3階302会議室で公開抽選を行います。
- ◎申込書と募集案内は、10月1日(金)～15日(金)に住宅課、区政情報センター(本庁舎1階)、子ども家庭課(本庁舎2階)、特別出張所、中央・四谷・鶴巻図書館で配布します(図書館は休館日、そのほかは土・日曜日、祝日等を除く)。10月1日(金)からは新宿区ホームページから取り出せます。
- ※左記対象のほかにも要件があります。詳しくは、募集案内をご確認ください。



9月21日～30日 ～世界一の交通安全都市TOKYOを目指して

秋の全国交通安全運動

- 9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」です
交通事故防止のため、交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践しましょう。
- 【問合せ】交通対策課交通企画係(本庁舎7階)☎(5273)4265へ。

運動の重点

- 子どもと高齢者をはじめとする歩行者の安全の確保
- 夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上
- 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底
- 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- 二輪車の交通事故防止



●ドライバーの皆さんへ

- ▶横断歩道は歩行者優先です。信号機のない横断歩道を渡ろうとしている歩行者等がいるときは、手前で一時停止をしてください。
- ※横断しようとする歩行者または自転車がいないことがはっきりしている場合を除き、徐行しなければなりません。



●歩行者の皆さんへ

- ▶交通ルールを守り、歩行者は横断歩道を渡りましょう。
- ▶横断禁止場所での道路横断は危険です。「信号無視」や「斜め横断」、「車のかげからの飛び出し」などは、絶対にやめましょう。
- ▶横断歩道を渡る前は「車が来ていないか」「車が止まったか」、横断歩道を渡っている間は「車が来ないか」の3つをチェックしましょう。
車のドライバーに対して、手を上げる・車の方を見るなど、これから道路を横断するという意思をアクションで示すと効果的です。

令和3年 第3回区議会定例会

期 日	開会時間	会議・委員会の名称
9月21日(火)		本会議(代表質問等)
9月22日(水)		本会議(代表質問・一般質問、議案の提案説明等)
9月24日(金)～10月6日(水) (土・日曜日を除く)	午前10時	決算特別委員会(令和2年度各会計決算審査)
10月8日(金)・11日(月)		常任委員会(総務区民、福祉健康、環境建設、文教子ども家庭)
10月12日(火)		特別委員会(防災等安全対策、自治・議会・行財政改革等)
10月13日(水)		特別委員会(オリンピック・パラリンピック・文化観光等)
10月15日(金)	午後2時	本会議(議案の採決、意見書・決議の採決等)

◎本会議の様子は区議会ホームページ(<http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/index08.html>)でご覧いただけます。日程は変更になることがあります。詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】議会事務局調査管理係(本庁舎5階)☎(5273)3534・FAX(3209)9995へ。

●今回の定例会で審議する主な議案(予定)

- ▶予算案…令和3年度新宿区一般会計補正予算(第8号)
- ▶決算認定…令和2年度新宿区一般会計歳入歳出決算
- ▶条例案…新宿区立住宅管理条例の一部を改正する条例

【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階)☎(5273)3505・FAX(3209)9947へ。